

令和 6 年 9 月 27 日

株式会社 SMILE-UP. 御中

被害者救済委員会の活動状況について

被害者救済委員会 定塚 誠
杉原 麗
森 倫 洋

1 はじめに

被害者救済委員会(以下「当委員会」という。)は、再発防止特別チームの「補償について知見と経験を有する外部専門家」が被害者救済委員会を構成するべきであるとの提言(令和5年8月29日付け「調査報告書(公表版)」59頁。以下「調査報告書」という。)を受け、令和5年9月13日、株式会社SMILE-UP.(旧商号:株式会社ジャニーズ事務所)からの依頼を受けた元裁判官の経歴を有する弁護士3名(同社と従前委任関係等のなかった独立性のある弁護士ら)で構成される同社から独立した外部の委員会である。上記3名の委員に加えて、AI-EI法律事務所の弁護士7名が補助者として当委員会の事務局を務める。

当委員会は、令和5年9月15日、補償受付窓口を開設し、以後、故ジャニー喜多川の性加害について金銭的な補償を求める被害者の方々の申告を受け付けている。

当委員会の発足から約1年にわたって被害者の方々への補償が進められてきたところ、以下、本日までの活動状況について報告する。

2 当委員会における補償手続の流れ

補償手続の流れについては、株式会社 SMILE-UP. のホームページに掲載されている「被害補償に関する手続の流れについて」のとおりである。

当委員会は申告者について株式会社ジャニーズ事務所（以下「旧ジャニーズ事務所」という。）での在籍の有無に関する情報や芸能活動、旧ジャニーズ事務所の業務の実施状況に関する情報等を持ち合わせていないことから、補償受付窓口に登録いただいた申告者の方々については、まず、旧ジャニーズ事務所での在籍・活動の実績があるかを株式会社 SMILE-UP. に照会している。

旧ジャニーズ事務所への在籍・活動の実績が同社で確認できた方など活動状況等に照らして性加害を受けた可能性があると思われる方については、当委員会の委員によりヒアリングを実施し、ヒアリング後概ね3週間程度で補償内容を通知している。同ヒアリング及び補償内容の決定プロセスに株式会社 SMILE-UP. は一切関わらない。

申告者において当委員会の通知した補償内容に同意いただける場合、株式会社 SMILE-UP. から申告者に対する補償金の支払手続に移行する（同意いただけない場合の手続については後記5のとおり。）。株式会社 SMILE-UP. は、当委員会の提示する補償内容に従い補償金の支払手続を進めており、同社が

当委員会の算定した補償金額(後記5で再評価した後の金額を含む。)を増減することはない。

当委員会は、申告者のプライバシーを保護するために、手続を全て非公開で実施している。氏名等が(旧ジャニーズ事務所への在籍・活動の実績に係る照会等のために)株式会社 SMILE-UP. に提供される以外で、申告情報が外部に提供されることはない。また、申告者の方の同意がある場合を除き、当委員会が被害や性加害による影響等に係る申告内容を株式会社 SMILE-UP. に提供することもない。

ヒアリングは非公開で実施しているため、原則として弁護士を除く者の付添や同席は認めていないが、個別の申告者においての必要性が認められる場合に、弁護士以外の専門家(臨床心理士等)や親族の付添・同席を認めている。

3 補償金額算定に関する考え方について

当委員会は、多数の被害者に対する補償手続を公平かつ迅速に進めるための算定方法を検討するに際して、被害の実情等を具体的に把握した上で補償金額の算定の仕方に関して委員相互の共通認識を得るため、まずは、令和5年9月26日から同年11月2日までの間、委員全員のパネルで30名を超える被害者の方々に対して聞き取りを行った(当該30名超の方々については、旧ジャニーズ事務所での在籍・活動の実績が確認できた申告者の方から、申告の順序を踏まえて無作為に選定した。)

この聞き取りに加えて、当委員会は、再発防止特別チームの委員らからも意見を聴取し、さらに、同チームが調査報告書で行った提言に従い、民法学者からも意見を伺った上、本

事案の特徴及び特殊性を踏まえ、国内外の賠償事例等にも照らし、①被害の程度・被害の凄惨さ(加害行為の態様及び加害行為の継続期間・頻度、被害時年齢等を勘案して判断する。)による慰謝料を算定するとともに、②その後の被害者の生活・人生に及ぼしたいわゆる後遺障害等の影響についても慰謝料を算定し、その合計額を補償金額として算出することとした(詳細は、令和5年12月1日付け「補償金額算定に関する考え方」のとおりである。)

また、被害者のプライバシーを守り、被害者に対する誹謗中傷等を防止するとともに、誇張申告や事実と異なる申告を防止するために公表はしていないものの、被害者間で公平な補償が迅速に実現されるよう、当委員会内で、上記①及び②に関して一定の内部基準を設け、同基準に照らし、補償金額を算定することとした。

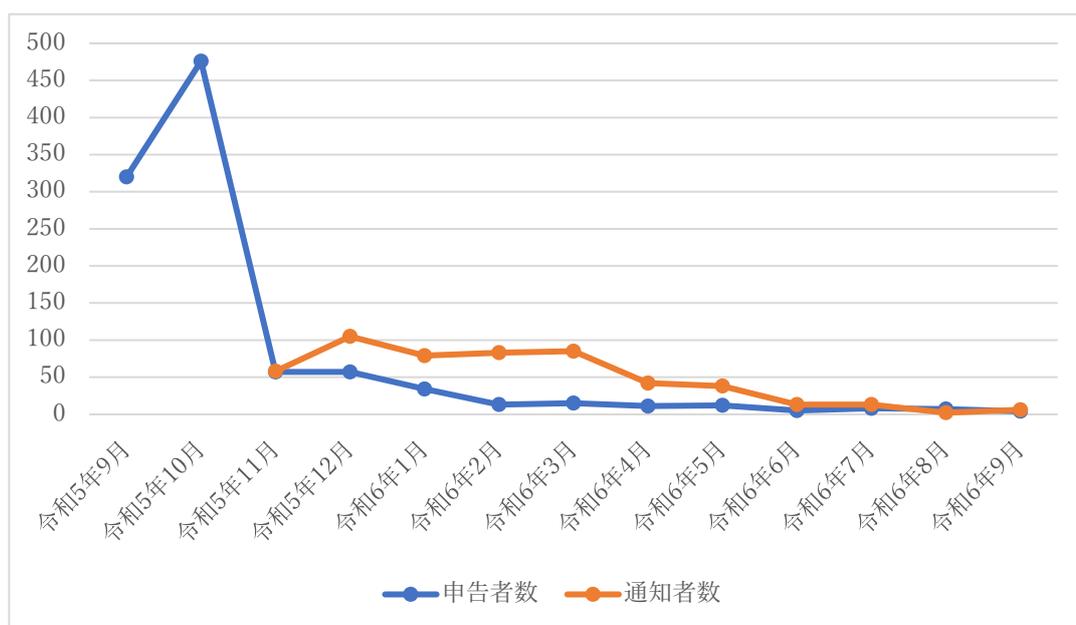
その上で、当委員会は、多数の被害者に対する補償手続を公平かつ迅速に進めるために、以上のようにして定めた一定の判断枠組みに従って、個々の申告内容や事情をそれぞれ検証し、補償金額の算定をしているところ、その際の考慮要素となる被害の程度・被害の凄惨さや、性加害がその後の被害者の生活・人生に及ぼしたいわゆる後遺障害等の影響は申告者によって様々であることから、個々の申告内容等を踏まえて当委員会が算定する補償金額も様々となっている。

4 申告者数及び当委員会からの結果通知数の推移について

令和5年9月15日以降、当委員会の「補償受付窓口」には、約1000名の方が登録をしている。上記申告者のうち約8割は開設後1か月程度の間に登録をしており、その後のひと

月当たりの申告者数は次第に減少し、令和6年5月以降の申告者数はひと月当たり10名以下にとどまっている。

また、上記申告者のうち、当委員会にてヒアリングを行い、補償金額を算定、その結果を通知した方は524名に上る。旧ジャニーズ事務所への在籍・活動の実績の確認に時間を要する場合があること、ヒアリング対象者には全員に対して当委員会の委員が直接聞き取りを実施していることから、補償受付窓口の開設当初に登録いただいた方々の中にはヒアリングや補償内容の通知まで長らくお待たせした方もいるものの、個別申告者のご都合等により日程調整に時間を要する場合を除き、令和5年12月末日までに登録し在籍・活動の実績の確認がされた方々は、概ね令和6年3月までに当委員会における手続を終えている(令和6年6月以降に当委員会に登録し、登録後速やかに在籍・活動の実績の確認ができた方は、登録から補償内容の通知まで概ね1か月程度で当委員会における手続を終えている。)



5 再評価や補償金額に係る説明について

当委員会は、再発防止特別チームの提言(調査報告書 59 頁)に従い、「不服申立て」も受け付けている。具体的には、当委員会から通知した補償金額について再評価の申出があれば、追加の事実関係の有無等を考慮の上、補償内容を再検討し、再評価の結果を通知している。これまで約 90 名の方が同手続を利用した。

また、個別の被害者のご希望に応じて、当委員会から通知した補償内容に同意するか否かを検討いただくために、当委員会の補償金額算定に関する考え方や、当委員会が当該被害者についていかなる事実関係を考慮したか等についての説明も行っている。

6 通知した補償内容への同意状況等

これまで当委員会から補償内容を通知した方のうち、同通知内容(再評価後の内容を含む。)に同意をした方は約 96%である。残り約 4%のうち、ほとんどは通知した補償内容を検討中の方々、もしくは、再評価手続の準備をしている方々である。

7 おわりに

前記 4 のとおり、当委員会は、約 1 年の間に約 530 名の申告者の方々のヒアリングを実施し、補償内容を通知してきており、数多くの方々に対して、迅速な被害補償が行われてきたものと考えている。

また、現在、登録後速やかに在籍・活動の実績の確認ができた方は、登録から概ね 1 か月程度で当委員会における手続

を終えており、本日時点で当委員会の手続中の方は 16 名である。

当委員会は、必要とされる方に広くご利用いただけるよう、引き続き被害者の皆様に寄り添いながら、迅速かつ公平な補償手続が進むよう、努力してまいります。

以 上